

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## T&D リース株式会社（証券コード：-）

### 【据置】

国内C P 格付 J - 1

### 格付事由

- (1) LP ガス小売事業者を主要な顧客層とするリース会社であり、T&D 保険グループの太陽生命保険（長期発行体格付：AA-）の連結子会社。中小規模の事業者へ適切な与信判断を可能とする体制を整えていることが当社の強みである。格付には、太陽生命保険との資本や人事面などでの強い結び付きと、それらを背景とした資金調達力、ニッチながら安定した事業基盤を確保し健全な資産内容を維持していることを反映させている。収益力の強化を図ることが課題と JCR は考えており、ガスメーター需要の回復を商材の多様化や新たな顧客層の開拓につなげ、営業資産を安定的に積み上げていけるか注目している。
- (2) 17/3 期の経常利益は 7.3 億円、前期比 1%増と、5 期振りの増加となったものの、与信費用が戻入となった寄与などが小さくない。個人向けの取扱の減少や中途解約の増加などを背景に、取扱高および営業資産残高が伸び悩んだ。当社の主力商材であるガスメーターへの LP ガス小売事業者による投資は、約 10 年周期で変動を繰り返しており、18/3 期から 20/3 期にかけて需要が高水準になるとみられる。また、集合住宅などで使用される大型のガス容器の更新が今後本格化すると見込まれ、当社は、リース需要の取り込みに向け営業の強化を図っている。
- (3) 当社の与信ポートフォリオは、一部の先を除き小口分散が図られている。また、LP ガス小売事業者の支払能力にはエンドユーザーのガス料金支払いに裏付けられた底堅さがあることなどから、与信コストは低水準で推移している。ただし、LP ガス需要の減少などを背景に、一部の LP ガス小売事業者では経営が低迷する事例もみられる。需要減少や業界の再編など、LP ガス小売事業者にかかる中期的な動向をフォローしていく必要がある。
- (4) 自己資本比率は持続的に改善してきており、17/3 期末は 10.0%であった。過去の与信コストの実績や親会社から期待されるサポートなどに照らして、自己資本比率は問題ない水準にあると JCR はみている。

（担当）杉浦 輝一・大石 剛

### 格付対象

発行体：T&D リース株式会社

### 【据置】

対象	発行限度額	格付
コマーシャルペーパー	100 億円	J-1

## 格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2017年9月29日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三  
主任格付アナリスト：杉浦 輝一
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2014年11月7日）、「リース」（2013年7月1日）、「親子関係にある子会社の格付け」（2007年12月14日）として掲載している。
5. 格付関係者：  
（発行体・債務者等） T&D リース株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：  
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表  
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

### 留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

## 株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル